

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

分限事由	処分の種類				合計
	降給	降任	休職	免職	
心身の故障のため、長期の休養を要する場合			5人		5人
刑事事件に関し起訴された場合					
合計			5人		5人

(2) 懲戒処分者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

懲戒事由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令、条例等に違反した場合					
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
合計					